

新旧対照表

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>約款の趣旨 第1条 (現行どおり)</p> <p>非課税口座開設届出書等の提出等 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>約款の趣旨 第1条 (省 略)</p> <p>非課税口座開設届出書等の提出等 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限りま<u>す。</u>)、「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p style="text-align: center;">なお、当社では別途税務署より交付を受けた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当社にて</p>

新	旧
<p>2 非課税口座を開設したことがある場合には、<u>「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u></p> <p>3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき</u></p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</u></p> <p>5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p><u>保管いたします。</u></p> <p>2 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、<u>同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</u></p> <p>3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定 <u>又は</u> <u>累積投資勘定が設けられていたとき</u></p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定 <u>又は</u> <u>累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</u></p> <p>5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定 <u>又は</u> <u>累積投資勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定 <u>又は</u> <u>累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定 <u>又は</u> <u>累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定 <u>又は</u> <u>累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定 <u>又は</u> <u>累積投資勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>7 2017 年 10 月 1 日時点で当社に開設した非課税口座に 2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様</p>

新	旧
<p>非課税管理勘定の設定</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>累積投資勘定の設定</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）に</p>	<p>のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p> <p>非課税管理勘定の設定</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>第2条第1項の「非課税適用確認書」</u>、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」に記載された<u>非課税管理勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「<u>非課税適用確認書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>累積投資勘定の設定</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>第2条第1項の「非課税適用確認書」</u>、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」に記載された<u>累積投資勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「<u>非課税適用確認書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年</p>

新	旧
<p>において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>特定累積投資勘定の設定</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p>	
<p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>特定非課税管理勘定の設定</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p>	
<p>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定における処理</p>	<p>非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理</p>
<p>第4条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</p>	<p>第4条 (省 略) 2 (省 略) (新 設)</p>
<p>非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p>	<p>非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p>

新	旧
<p>第5条 (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。))に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。))をいいます。以下、この条において同じ。から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。))に限り、<u>のみを受け入れます。</u></p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。))から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第5条 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。))から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p><u>2 前項にかかわらず、当社の定めるところにより、非課税管理勘定に受入れない上場株式等があります。</u></p> <p>累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、<u>のみ受け入れます。</u></p> <p>① (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等</p> <p><u>2 前項にかかわらず、当社が定めるところにより、累積投資勘定に受入れない上場株式等があります。</u></p> <p>3 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引</p>

新	旧
<p>特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲 第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から120万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲 第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条の3に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が102万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から</p>	<p>について、販売及び解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付及び売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位（1口または共有持分の割合である場合は1単位）は1,000円以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p>	
<p>ロ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは租税特別措置法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p>	(新 設)
<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第30項により読み替えて準用する同条第29項各号（同項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に基づき、他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年が経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に移管がされる上場株式等</p>	(新 設)
<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p>	(新 設)
<p>2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れることができません。</p>	(新 設)
<p>① ②以外のお客様 第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</p>	(新 設)
<p>イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの</p>	(新 設)
<p>ロ その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p>	(新 設)

新	旧
<p>ハ <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>② <u>お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第25項第4号ロに規定する特定個人に該当する場合に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客様（不適用届出書の提出をされた後に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択届出書」を提出されたお客様を除きます。）第1項第1号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口及び①ロに掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>③ <u>第1項第1号ロ又は第2号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、同条第2項第1号ロ及びハに掲げる上場株式等に該当するもの</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>譲渡の方法 第6条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>	<p>譲渡の方法 第6条 (省 略) 2 (省 略) (新 設)</p>
<p>非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知 第7条 (現行どおり) 2 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の</u></p>	<p>非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知 第7条 (省 略) 2 <u>租税特別措置法第条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全</u></p>

新	旧
<p>全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第24項</u>において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るもの）を除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><u>3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第28項</u>において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るもの）を除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p> <p><u>4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>第5条の3第1項第1号</u>及び第2号に規定する移管に係るもの、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第31項</u>において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係</u></p>	<p>部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第22項</u>において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るもの）を除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>

新	旧
<p>るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	
<p>非課税管理勘定終了時の取扱い</p>	<p>非課税管理勘定終了時の取扱い</p>
<p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第5条第1項第1号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p>
<p>累積投資勘定終了時の取扱い</p>	<p>累積投資勘定終了時の取扱い</p>
<p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>	<p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② (省 略)</p>
<p>特定累積投資勘定終了時の取扱い</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第8条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経</p>	

新	旧
<p>過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。）。</p>	
<p>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>	(新 設)
<p>① お客様から特定累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管</p>	(新 設)
<p>② お客様から特定累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p>	(新 設)
<p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	(新 設)
<p>特定非課税管理勘定終了時の取扱い</p>	(新 設)
<p>第8条の4 本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。）。</p>	
<p>2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>	(新 設)
<p>① お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p>	(新 設)
<p>② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	(新 設)
<p>累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p>	累積投資勘定を設定した場合の所在地確認
<p>第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号</p>	<p>第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお</p>

新	旧
<p>に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定（特定非課税管理勘定）の変更手続き</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法</p> <p>第11条 お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>非課税口座取引である旨の明示</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>契約の解除</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>① お客様から租税特別措置法37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>	<p>お客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>非課税口座内上場株式等の配当等の受領方式</p> <p>第11条 お客様が非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>非課税口座取引である旨の明示</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>契約の解除</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>① お客様から租税特別措置法37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>

新	旧
<p>③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定より「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ （ 現行どおり ）</p>	<p>③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定より「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ （省 略）</p>
<p>合意管轄 第 14 条 （ 現行どおり ）</p>	<p>合意管轄 第 14 条 （省 略）</p>
<p>約款の変更 第 15 条 （ 現行どおり ）</p>	<p>約款の変更 第 15 条 （省 略）</p>
<p>附則 この約款は、<u>2021 年 4 月 1 日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則 この約款は、<u>2020 年 7 月 1 日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>